

ライターについて



ライターの処理はどうすればいいの??

回収ボックス

処理方法1 拠点回収のボックスをご利用ください

平成24年12月から、ライター回収ボックスを市役所、各支所出張所、消防署に設置しています。

回収ボックスには、使用済み、未使用、また柄の長いタイプのライターも入れていただいて大丈夫です。

設置場所は以下の12箇所

- | | |
|--------|---------|
| ・上尾市役所 | ・尾山台出張所 |
| ・平方支所 | ・上尾駅出張所 |
| ・原市支所 | ・消防本部 |
| ・大石支所 | ・上平分署 |
| ・上平支所 | ・原市分署 |
| ・大谷支所 | ・大谷分署 |

処理方法2 使用済みライターで分解して通常のごみに出す方法

ライターには発火装置がついているのでそのままの状態でごみに出すと火災の危険があります。

ライターはペンチで金物の所を折ると発火装置がはずれます。はずした金物は金属・陶器の日に出してください。本体はプラスチック製の物は燃えるごみの日、金属製の物は金属・陶器の日に出してください。

なお、未使用の物、ガスが残っている物、解体が困難な物は無理に分解せず、拠点回収のボックスに入れてください。

分解の手順



注意1 分解は無理に行わないでください。

注意2 金属を取るときビニール袋の中で行うと破片の心配が減ります。

注意3 集積所に出せるのは使用済みで発火装置を取り除いた物のみです。未使用、分解していない物を袋につめ、集積所にぶら下げるのは、いたずらの危険がありますので絶対にやめてください。

処理対象のライター一覧

一般的なプラスチックのライター、金属ボディ、柄の長いライターが処理対象です。

集積所に出す場合は使用済みの物でかつ、発火装置を取り除いた物のみにしてください。

